

環 銃 第 1 3 号
令 和 8 年 1 月 8 日

東京都ライフル射撃協会
会 長 岡 本 盛 幸 殿

警視庁生活安全部生活環境課長



銃砲及び火薬類の適正な管理について（依頼）

貴会におかれましては、平素より銃砲及び火薬類行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

李在明^{イジェミョン}大韓民国大統領一行の来日調整中との報道に伴い、警視庁では、テロ、ゲリラ等の危害を未然に防止するための各種施策を進めているところでありますが、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

つきましては、貴会の傘下各会員に対して、下記のとおり、銃砲及び火薬類の携帯運搬の計画的な実施並びに適正な保管管理の指導などについて徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 銃砲及び銃砲に使用する火薬類の盗難・紛失を防止するため、法律を遵守し、厳正な保管管理に努めてください。
- 2 銃砲及び銃砲に使用する火薬類の盗難・紛失事案が発生したり、不審者を発見するなどした際には、直ちに110番通報してください。
- 3 来日期間中、銃砲及び銃砲に使用する火薬類を運搬・携帯する場合は計画的に行っていただくとともに、必要に応じ、その方法等について警察と協議するようお願いします。
- 4 本件に関する問合せ先
警視庁生活環境課 銃砲刀剣類対策係 03-3581-4321（内34161）